

〔研究ノート〕

国法によって策定要請される自治体計画リスト

今 井 照

はじめに

本誌『自治総研』477号において、「2000年分権改革を境に、法律をもって自治体に策定要請される自治体計画が急増していること」、それは「ポスト分権改革に適合した新しいタイプの国による自治体統制手法ではないか」という主旨の論稿を書いた⁽¹⁾。本稿では、それ以降の動きを概観し、改革の方向性を整理するとともに、2021年8月時点で集計し直した計画リストを資料として掲載して、この分野での研究に資することとする。

1. 2021年8月時点における計画リスト

(1) 集計方法

2021年8月時点に存在する法律のうち、2020年12月までに成立もしくは改正された法律を取り上げ、それらの法律によって市町村に策定が要請されている計画をリストアップした。今井(2018)では、2018年4月時点において、まず総務省のe-gov法令検索サイト⁽²⁾でいくつかのキーワードの組み合わせにより該当しそうな法律を検索した。その上で一つずつ法律を視認しながらリストを作成し、先行研究⁽³⁾を参照し

(1) 今井照(2018)「『計画』による国 — 自治体間関係の変化～地方版総合戦略と森林経営管理法体制を事例に」『自治総研』477号(2018年7月号)。

(2) <https://elaws.e-gov.go.jp/> 2021年8月閲覧。

(3) 西谷剛(2003)『実定行政計画法』有斐閣、西谷剛(2015)「〈資料〉実定行政計画法その後」『行政法研究』9号。

ながら整理をした。この時点で、法律によって市町村に策定が要請されている計画は229あった（この他に、都道府県に対して策定が要請されている計画が同数以上あると推認した）。

今回はこのリストを基に、それ以降に成立もしくは改正で追加や削除をされた計画を加除し、2021年2月に内閣府が公表した「計画の策定等に関する条項の一覧（令和2年12月末時点）」⁽⁴⁾を参照しつつ、リストを作成し直した。また、今回も第一法規が提供しているD1-Law.comというデータベースで、当該法律条項の改正時点を確認した⁽⁵⁾。その結果、315の計画をリスト化できた（巻末資料）。前回と今回との集計数の差は、この3年間に40近い計画が増えたことと、「計画」以外に「方針」「構想」といったタイトルのものが加わったことが大きい。

類似調査と比較すると、まず松井望が法律数で集計している⁽⁶⁾。努力規定が86法律、義務規定が44法律の合計130法律が挙げられている。ひとつの法律の中に複数の計画策定が要請されることもあるので、本調査に比べて数字が小さいのは当然と思われる。ただし結果として「2000年以降、計画作成規定を持つ法律数の増加が観察できた」とされ、松井の調査でも今井（2018）で描いた実態は確認されている。

2020年10月に全国知事会に置かれた「地方分権推進特別委員会地方分権改革の推進に向けた研究会」が発表した報告書⁽⁷⁾によると、事務局調べで市町村に対して211件の計画策定が法律で規定されているとなっている。管見の限り、集計方法や計画リストが明示されていないので、本集計との差異がどこに存在しているのかは不明である。

さらに前述のように、内閣府が2020年12月時点での調査を公表している。これは法律の条項単位で詳細なリストが示されている。市町村に要請されている計画数は全体で288であり、後述する類型別では、「義務」112、「努力義務」50、「できる」127という内訳になっている。本集計とは若干の差異が生じているが、その主因は内閣府調査でも漏れている市町村計画があるのと、一覧表には掲載されているものの、本集計との判断基準の相違により、集計には反映されていない計画が内閣府調査にはあるためである。また、内閣府調査には盛り込まれているものの疑義があり、本集計には

(4) <https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/gimuwaku/gimuwaku-index.html> 2021年8月閲覧。

(5) ただし、このデータベースでは遡れる改正時点には限度があり、改正時点が確認できないものについては法成立時点で当該計画の策定が要請されていたと見なして集計している。

(6) 松井望（2019）「分権改革以降の自治体計画策定」『都市問題』110巻9号。

(7) <http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/2020102903shiryoku2.pdf> 2021年8月閲覧。

含めていない計画もある。

本集計と内閣府調査との判断基準の相違の主な要因は、個別法の中に、その他の法律で決められている計画の内容を追加するものをどう判断するかについてである。都市計画や駐車場整備計画などのように、計画体系が入れ子構造になっていて、個別法で都市計画や駐車場整備計画に盛り込む内容が決められているものがある。この場合、原則として個別法はカウントせずに、基になっている法律で要請されている計画だけを集計している。

ただし、本集計では、その内容が重く、追加する質や量が多いと推測されるものについては、個別法の計画としても数えている。たとえば個別法で都市計画の中にはこういう項目を入れると規定されている場合には、都市計画だけをカウントして、個別法はリストにあげていない。一方、都市計画の中に〇〇計画を盛り込むと要請されている場合には個別法の〇〇計画もリストにあげている。

(2) 集計結果概要

図1はリストアップした計画が新設された年ごとにグラフ化したものであり、図2は計画数を累計したものである。

図1 法律で策定が要請されている市町村計画（単年集計）

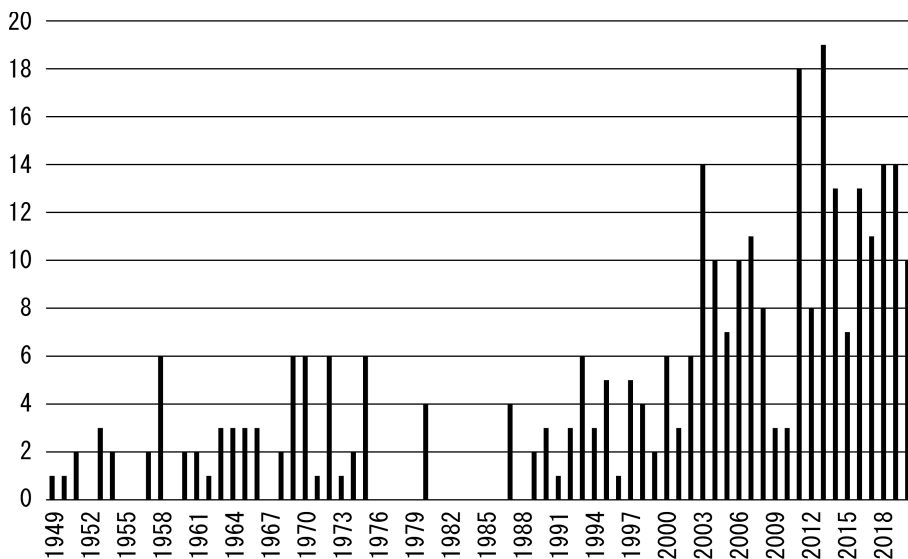


図2 法律で策定が要請されている市町村計画（累計）

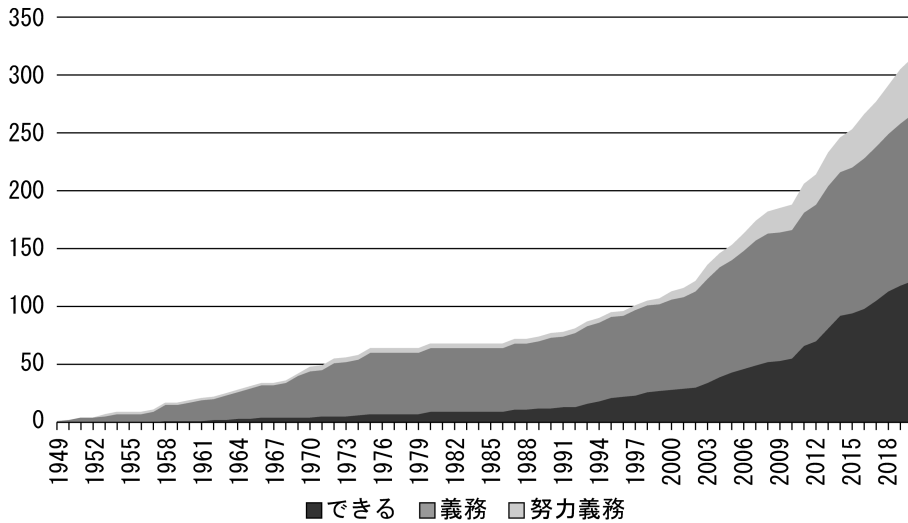


図1と図2から、2000年以降、法律で策定が要請されている市町村計画が急増していることがわかる。2009年と2010年に減少しているのは、地方分権改革推進委員会（2007年4月～2010年3月）が第3次勧告（2009年10月7日）で、「義務付け・枠付け」緩和の一環として、「計画等の策定」を取り上げ、翌年の法改正に向けて一定の動きがあったためだが、その後、再び増加していることから明らかなように、根本的な見直しにはつながっていない。

本集計ではこれらの計画を「義務」「努力義務」「できる」で分けている。「義務」とは法律文で「ねばならない」「ものとする」と書かれているもので、「努力義務」とは「努めるものとする」、「できる」とは「することができる」と書かれているものである。ただし法律の文面ではこれらにあてはまらないものも見られる。この場合には実質的にどうなのかを判断して分類した。

2000年以降、いずれの種類の計画も増加しているが、その増加率としては「できる」「努力義務」が高い。前述の地方分権改革推進委員会で取り上げられたのは、そもそも「義務」規定だけであり、「努力義務」「できる」規定は俎上にも上がらなかった。そこで、あたかも「義務」規定でなければ地方分権に反しないとばかりに、「努力義務」「できる」が増えているのではないかと推測される。

しかし、現実問題として、「努力義務」「できる」であっても、補助金や交付金の

申請の添付書類に指定したりすることで、実質的に「義務」と同じ効果を発揮させることは国の府省にとってそれほど難しいことではない。また、しばしば策定状況を調査し公開することで自治体に計画策定を促すことも行われている。業界団体や市民団体が法律を根拠に自治体に対して計画策定を迫るということもありうる。

さらに集計上も、たとえば基になっている計画は「できる」であっても、その計画を策定した自治体にとっては別の計画が「義務」であるという例もある。これらのことから考えると、「義務」「努力義務」「できる」という類型は、法解釈の上では重要であっても、政治・行政的な国 — 自治体間関係においては相対的なものに過ぎず、したがってその集計数も目安程度に受け止めたほうがよい。つまりこうした類型に関わらず、実質的な国 — 自治体間関係にはいずれの場合にも共通して起こり得る事象があると考えておくべきである。

市町村に策定が要請される計画は法律に基づくものだけではない。現実には、政省令、通知、補助金要綱などにおいて、国から自治体に策定を要請されるものがある。これらの実態はわかりにくく、まれに行政改革の視点から個別の役所が調査をすることはあるが、自治体全体の問題として網羅的に把握されている例はない。本集計は法律に基づいて自治体に要請されている計画だけを取り上げたものであるが、機能としては法律以外の手段で自治体に要請されている計画にも類似の効果があると考えてよいだろう。

(3) 分野別の傾向

表1はこうしてリスト化された計画を分野別、年代別に集計したものである。分野は一般的な市町村の例規集の項目に基づいている。1980年代までは、ほとんどが都市計画分野であった。それに対して1990年代からは分野が広がり始める。2010年代に入ると、「総規」「経済」「建設」が多くなっている。「総規」が多いのは、東日本大震災を契機とした防災対策や復興事業に関する計画が林立するからであろう。「建設」にも似たようなことが言える。「経済」については地域再生法など地域経済支援の計画が目立つ。

次に分野別、類型別に集計したものが表2である。分野別に「義務」と「努力義務」を合わせたものの割合を見ると、高い方から「福祉」「教育」「交通」「衛生」「都

表 1 法律で策定が要請されている市町村計画（分野別年代別集計）

	～1959	1960～ 1969	1970～ 1979	1980～ 1989	1990～ 1999	2000～ 2009	2010～
総 規	2	2	1	0	5	5	22
人 事	0	0	0	0	0	2	0
財 務	0	1	0	0	0	10	2
福 祉	0	0	0	0	3	6	12
労 働	0	0	0	0	1	0	3
衛 生	0	0	2	0	1	4	4
経 済	1	3	2	2	8	8	34
都市計画	2	15	11	7	5	8	8
環境保全	0	0	2	0	2	8	7
住 宅	0	0	0	0	1	1	3
建 設	6	4	2	1	6	7	19
交 通	0	0	2	0	1	6	7
水道・下水道	2	0	0	0	0	0	0
教 育	4	0	0	0	0	12	8
消 防	0	0	0	0	0	1	1

市計画」の順になる⁽⁸⁾。これらの分野が国の行政との融合度が高い分野と推測される。逆に低い方からは「住宅」「経済」「建設」の分野になる。

内閣府調査の分野別集計は、「義務」規定の法律だけを抜き出し、かつ本集計と異なる構成で集計している。内閣府調査の結論には、「特に、環境、農業、厚生といった分野で、策定を義務付ける規定が多く見られる」と書かれている。本集計の分類に置き換えれば、「環境保全」「経済」「福祉」というところになるが、本集計での結果とあまり連動しないのは、割合ではなく条項数という絶対数で見ているからであろう。ちなみに本集計における「義務」規定を絶対数の多い分野から見えていくと、「都市計画」「経済」「建設」となる。こちらもあまり連動した結果になっていない。

(8) 「人事」「水道・下水道」「消防」は計画数が少ないので除外している。

表2 法律で策定が要請されている市町村計画（分野別類型別集計）

	義務	努力義務	できる
総規	16	3	18
人事	2	0	0
財務	6	2	5
福祉	10	10	1
労働	1	1	2
衛生	8	1	2
経済	19	4	35
都市計画	41	0	15
環境保全	6	6	7
住宅	0	0	5
建設	17	3	25
交通	8	6	2
水道・下水道	2	0	0
教育	9	13	2
消防	2	0	0

2. 問題の所在

(1) 全国町村会からの問題提起

法律、通知、補助金要綱などによって、国が自治体に対して計画策定を要請することがどうして問題になるのかをここで簡潔にまとめておきたい。この問題を自治体の立場から最初にアジェンダとして設定したのは、管見の限り、2019年から20年にかけての九都県市首脳会議（首都圏サミット）であった。そこに置かれた地方分権担当者会議で意見交換をしたときに、参加した自治体の方々から、自治体が計画を立てて行政を執行するのは当然のことではないかというご意見をいただいた。確かにそのとおりであり、計画立案から進行管理までの一連の行政管理を否定しているわけではない。そこで、国が自治体に対して計画策定を要請することの問題点を改めて整理しておく。

前述のとおり、国政においては「義務付け・枠付け」の緩和、すなわち「規制改革」の一環としてこの問題が取り上げられている。地方分権改革有識者会議で最初にこの問題を提起したのは新潟県聖籠町であった。2014年5月16日に、全国町村会からの代表として出席していた渡邊廣吉町長が、町役場における独自調査を基に、国から日々求められる調査・照会事項や、法律などで半ば義務化される計画の策定が、町村の行

政執行を阻害している現実を報告した。しかしこの時点ではその後の動きにはつながらなかった。

この報告について触れた拙稿⁽⁹⁾をお読みくださった兵庫県多可町の戸田善規町長が、2017年9月8日に開催された地方分権改革有識者会議で、渡邊報告に基づいて、同様の問題提起をしている。議事録によると「分権改革が進むにつれて最近目立ってきているのが、国からの調査・照会事項、それから、いわゆる国からの要請・努力義務で計画を策定しなさいというのが非常に増えてきている実態でございます」「これを処理するのは大変なのです。もちろん重要な調査もあるのは重々わかっています。でも、調査をして出しても報告も何もないという、そういうことが最近たくさん出てきています」「義務付け・枠付けの見直しの対象として検討が必要と、こう書かれています。まさにそのとおりかと思えます」とある⁽¹⁰⁾。

これに対して、事務局として参加していた大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長は、「私どものほうで、法令協議等で可能な範囲のものについてはチェックをし、なるべく義務付けについて減らす、または、そうでないものについてはできるだけ義務付けではなくて努力義務程度にするといったことは努力をしておるのでございますが、御指摘の点も重々ごもつともな話でありますので、これからも努力をしていきたいと思っております」と応じている。

このやり取りを受けて、有識者会議の提案募集検討専門部会の高橋滋部会長（法政大学）は、「今の話は、政府全体の事業者に対する取り組みとして、行政手続について負担を軽減する、事業者目線で実行するという動きがあります。ですから、そういう意味でも、地方公共団体に対する負担を軽減するという視点を、ぜひ我々としてしっかり取り組まなければいけないかなと思いました」とまとめている。

このように、国から頻発する調査・照会事項とともに、法律などによって事実上義務化される自治体の計画策定について、業務負担増という観点から問題提起があり、それを受けた有識者会議が民間事業者の行政手続負担軽減（「規制改革」）と同様の観点から取り上げることになった。そしてその主管は有識者会議の提案募集検討専門部会が引き受けることとなったのである。こうして国政のアジェンダになったこと自体は進展であるが、一方、本来、有識者会議のミッションである「地方分権」という

(9) 今井照（2017）「縮小社会における自治体のミッション——『地域活性化』からの撤収」『ガバナンス』2017年9月号。

(10) 以下、有識者会議における発言は議事録によっている。

観点からの検討はネグレクトされ、後に紹介する提案募集方式の重点項目化という流れに結び付いてしまったことは、根本的解決を遠ざけてしまう要因にもなっている。

一方、同じように渡邊報告に触発された坂本誠と私は自治総研の中に行政計画研究会を立ち上げ、聖籠町への調査とともに、地方版総合戦略の策定過程を題材とした全国市町村アンケートを実施した。その結果は坂本によって公刊されている⁽¹¹⁾。

(2) 「規制改革」論の限界

こうしてこの問題は自治体側からは業務負担増として、国政側からは「規制改革」として取り上げられてきた。しかし、法律、通知、補助金要綱などによる国から自治体への計画策定要請はもう少し大きな図柄で描くべき課題を含んでいるのではないか。

行政計画論については西尾勝による重厚な考察があり⁽¹²⁾、行政管理のツールとして計画が持つ重要性は改めて触れるまでもない。行政体においても企業体においても、あるいは個人においても、計画は自己を律する規制として機能する。そのこと自体には疑問の余地はないように思われる。

だが国政のように、この問題を「規制改革」として取り上げるということは、自治体に要請される計画策定が異なる主体間での係争に結び付くことを意味する。つまり計画策定を要請する側と、実際に計画を策定し実施する側とが異なる主体であり、その主体間の関係が計画策定過程そのものに影響することになる。そこにコンフリクトが発生する。

第一の問題は、これまでも語られてきたように業務負担増である。計画策定そのものはどのような場合においても業務負担になることは明らかだが、それが当事者に負担感を生じさせているということは計画策定の意義が自己のうちに回収されていないことを意味する。有識者会議での町長発言のように、調査・照会については「調査をして出しても報告も何もない」ということであり、要請される計画は自治体の総合計画や行政にとって優先度が低いことを示唆する。すなわち異なる主体間でのやり取りであるからこそ業務負担感の増加が生じるのである。

第二の問題は、その場合、計画の実効性はどのように担保できるのかという点にあ

(11) 坂本誠 (2018) 「地方創生政策が浮き彫りにした国 — 地方関係の現状と課題 — 『地方版総合戦略』の策定に関する市町村悉皆アンケート調査の結果をふまえて —」 『自治総研』474号 (2018年4月号)。

(12) 西尾勝 (1972) 「行政と計画 — その問題状況の素描」 『年報行政研究9号・行政計画の理論と実践』勁草書房。後に、西尾勝 (1990) 『行政学の基礎概念』東京大学出版会、所収。

る。国から自治体への計画策定要請は、国の政策執行の一手段として行われている。たとえば2019年に成立した食品ロスの削減の推進に関する法律では、国の責務とともに自治体の責務が規定され、都道府県や市町村に食品ロス削減推進計画を策定する努力義務が課せられた。13条には、「市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない」とされている。

法に基づいて、2020年3月31日に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、同日付で、知事と指定都市市長宛に、消費者庁長官から通知が出ている（各市町村には知事から周知するように書かれている）。「基本的な方針」の中には、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画という柱があり、そこでまず自治体が策定する食品ロス削減推進計画の意義が国によって語られる。次に、食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項が挙げられ、具体的には、①推進体制の整備、②地域の特性等の把握、③計画策定時の留意事項、④策定後の推進、が整理されている。たとえば、関係部局から構成される連絡会議を設けることや、一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で策定することなどが書かれている。最後に、食品ロス削減推進計画の策定への支援が掲げられる。

この構図からわかることは、市町村はあくまでも国や県の定めた方針や計画に則りながら市町村計画を策定し、推進することが求められていることである。自治体が策定する意義ですら、国から説明されている。この文書で市町村計画に期待されているのは、「国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していく」ことである。ここでは、「それぞれの地域の特性を踏まえた取組」がキーワードとなっている。

そうなると、市町村の食品ロス削減推進計画にとって重要なのは、食品ロス削減において「それぞれの地域の特性」とは何かということになる。もちろんどんな課題にも地域特性はあるだろう。それは否定できない。しかし市町村ごとに食品ロス削減推進計画を策定しなければならないほど、この問題について市町村ごとの地域特性があるのかという実効性の問題を軽視するわけにはいかない。「基本的な方針」で書かれている地域特性は、一般廃棄物の組成しか見当たらない。

もし食品ロス削減において、市町村ごとの地域特性がそれほど顕著ではないとした

ら、県単位や国単位での計画策定でも食品ロス削減を推進できるはずである。にもかかわらず、市町村ごとに計画策定を要請すれば類似の計画が乱立するだけであろう。こうして実効性がないかきわめて薄い計画を市町村ごとに策定させるということは、地域特性の問題ではなく、国政にとっては別の意味が付与されているのではないか。この点を共有化して問題にしない限り、個別に計画を見直しても根本的な解決にはつながらない。

(3) ポスト分権改革の自治体統制手法

第三の問題は、第一の問題や第二の問題から推測できるように、自治体ごとに計画策定を要請することを通じた国による自治体統制である。地方自治の観点から見たときにいちばん問題になるのはこの点にある。これまで見てきたように、この場合、目標を設定し計画策定を要請する側と、その目標に従って計画を策定し、それを実施する側とは異なる主体である。自己を律するために計画を立てることは計画の意義としてありうるが、この場合には外部からの「他律」となる。

たとえば公正取引委員会のように、規制官庁が民間事業者を監視することはあり得る。ただしこの場合にも、民間事業者はそれぞれの組織目的をもって活動しているので、その活動の目標や目的が公正取引委員会から与えられているわけではない。つまり、公正取引委員会は民間事業者を一般的に監視しているわけではなく、あくまでも事業活動の特定の局面において関与をするだけのことである。

2000年分権改革は国と自治体との関係を、上下主従から対等協力を再構築することを目標に掲げていた。それまで現実の行政運営においては、国の府省からの電話1本、文書1通でさまざまな指示が実質的に行われていた。いわば国の出先機関として自治体が利活用されていたのである。だがそのことがさまざまな腐敗や機能劣化を招いてきたという反省から、政財界をあげて分権改革が取り組まれることになった。その理論的バックボーンは政府間関係論である。国と自治体とはそれぞれに意思決定主体としての政府であり、相互の牽制や協力を通じて、政治・行政主体としての国家の進むべき道や行政執行に誤りが生じないようにすることが意図されていた。

この結果、国と自治体との関係は、府省—県庁—役所という行政組織間のヒエラルキー（行政統制）ではなく、国会の立法過程を介在させた関係（立法統制）に、少なくとも制度上は変わった。そこで国の府省が自治体の行政組織に何らかの業務をしてもらいたいときには、それまでの電話1本、文書1通ではなく、あくまでも法律に基

づいて自治体の責務を規定し、その反映として自治体に業務を依頼することになった。国の府省にとってはひと手間が増えたことになる。

しかし実際にそのようなしくみに改まると、国の府省にとっても意外に都合のよいシステムであることがわかってきた。これが2000年分権改革以降に自治体への計画策定要請が増加した原因ではないかと思われる。それまでの電話1本、文書1通ではなく、計画策定を要請することを通じて自治体を統制することが可能になったからである。しかも、政策の執行責任が自治体に転嫁されることがわかってきた。

たとえば、食品ロス削減推進計画の事例で考えれば、法律に基づいて食品ロス削減推進計画を策定したのは自治体である。したがってその結果責任も自治体が負うことになる。府省の立ち位置は、政策推進主体としての自治体に対して、報告を受けたり、指導をしたりする立場になる。もともとその目標を自治体に付与したのは国の府省なのに、目標自体の是非が問われることはなく、その目標はあくまでも自治体が立てたことになり、その結果が検証の対象になる。

2000年分権改革以降に自治体への計画策定要請が増加したのは、分権改革の「成果」を生かした新しい自治体統制手法になったからではないか。そこで次に問題になるのはこうした状況をどのように改善するかというところにある。

3. 近年の改革動向と今後の方向性

(1) 全国知事会の動き

全国知事会は2019年12月17日に、第1回地方分権改革の推進に向けた研究会（小早川光郎座長）を開いた。構成員の一人でもある磯崎初仁が主張する「立法分権」の考え方に則り、自治立法権の拡充・強化から議論が始まったが、第2回研究会で事務局から263法律において390件の計画等の策定が規定されているという資料が提示される⁽¹³⁾。

設置から10か月後にまとめられた報告書⁽¹⁴⁾では、具体的方向の2番目に「計画策

(13) 都道府県に293件、市町村に211件。合計と内訳が一致しないのは都道府県と市町村にともに要請される計画が重複しているためである。

(14) http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/201029_houkokusyo.pdf 2021年8月閲覧。

定に関する規定の見直し」が掲げられている。「目指すべき方向」の前提として、「本来、地方自治体による計画の策定は、住民参加の下で各地方自治体が主体的に行うべきもの」という認識が示されている。至当である。後述する地方分権改革有識者会議にはこの視点が欠けているように思われる。

報告書では、そのうえで具体的に3項目が示されている。第一は、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを求めていくこと、第二は、趣旨・目的が重複している計画や、時代の変化によって必要性が低下している計画等は、統廃合などの見直しを行っていくこと、第三は、計画策定等を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するためには、どのような財政的担保が求められるか検討していくこと、である。

この報告書を受けて全国知事会は地方分権推進特別委員会のもとに地方分権改革推進WTを設置した。このWTが2021年5月に中間報告書をまとめている⁽¹⁵⁾。この中にはWTに参加している30の府県とそれぞれの市町村を対象とした「地方の負担となっている計画策定の実態調査」のまとめがでている。これは後述するように、地方分権改革有識者会議が2021年の「地方分権改革に関する提案募集」において、「計画策定等」を重点募集テーマとしたことへの対応であろう。これらの結果は、一度、各都道府県にフィードバックされ、それぞれの都道府県から内閣府に向けて提案を行うこととされた。

(2) 地方分権改革有識者会議の動き

地方分権改革有識者会議は2013年4月5日、地方分権改革担当大臣の決定により内閣府に設置された。俗に言う大臣の私的諮問機関という性格であり、法律に設置の根拠があるわけではない。有識者会議には4つの専門部会が設置されているが、提案募集検討専門部会以外の部会はおおむね2015年で活動を終了している。

現在の有識者会議は1年に1回、自治体から地方分権に関する提案を募集し、毎年の通常国会に提案されている分権一括法の案にまとめるのが、ほぼ唯一の仕事となっている。その中心となっているのは提案募集検討専門部会（高橋滋部会長）で1年間

(15) <http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/2021052806shiryoku2-2.pdf> 2021年8月閲覧。

に10回以上というかなりの頻度で開催されている。ただしこうした有識者会議の活動は、「地方分権改革の落穂拾い化している」⁽¹⁶⁾「最近の取り組みは『改革』と呼ぶよりも『事務運営の改善』と呼ぶ方がしっくりとくるような内容」⁽¹⁷⁾など批判も多い。

2020年6月29日に開かれた有識者会議の「その他」の議題の中で、事務局から「『義務付け・枠付け』及び類似条項の整理について」が説明され、「法令に基づく『義務付け・枠付け』及びそれに類似した条項に関する情報を整理し、内閣府地方分権改革推進室のホームページ上に公表する」ことが提案されている。その結果、まとめられたのが前述の内閣府調査で、2021年2月24日の有識者会議で報告されている。

同時にこの日の会議では、法律による計画策定等について、2021年に自治体から提案を求める「重点募集テーマ」とすることが決められた。その後、自治体から重点募集テーマである「計画策定等」に関する提案が33件寄せられ、本稿執筆時点では提案募集検討専門部会による府省ヒアリングが行われている。

有識者会議でこの問題を提起した聖籠町の渡邊廣吉町長も兵庫県多可町の戸田善規町長も、いずれも既に現職を退いているが、このように国政のアジェンダの一つとして動きが出てきたことに安堵されていることだろう。ただし問題点も指摘しておかなくてはならない。このままの見直しの方法では、仮に最大限の成果を上げたとしても、地方分権改革推進委員会第3次勧告（2009年10月7日）以上のものにはならないと思われるからである。

（3） 今後の方向性

第一に危惧されることは、前述のように、有識者会議での議論は「義務付け・枠付け」の緩和という国政の「規制改革」の文脈に則っていて、なおかつその方式は自治体からの提案募集となったため、議論の場が提案募集検討専門部会と府省との個別折衝に委ねられていることである。このままでは、仮に既存の個別法のいくつかが見直されるとしても、今後も毎年新しく登場するにちがいない自治体への計画策定要請には対応できない。前回の見直しと同様に、またすぐに増加しかねない。そこで、有識

(16) 上林陽治（2021）「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律～第10次一括法～（令和2年6月10日法律41号）」『自治総研』509号（2021年3月号）。

(17) 谷隆徳（2020）「岐路に立つ地方分権改革」『日経グローバル』379号（2020年1月6日号）。

者会議全体の問題として、つまり「地方分権」という視点から考えて、国による自治体統制への制御を、何らかの手法で編み出す必要がある。

たとえばいくつかのメルクマールを設定し、これらのメルクマールに反して自治体に計画策定を要請することを禁止するなどの法制化があってもよい。同時に既存の地方自治法263条の3 5項⁽¹⁸⁾や国と地方の協議の場に関する法律について、その実効性を高めるような改正をすることも必要である。その際には、地方6団体のみならず、個別の自治体やその連合体もまた国との協議にあたるひとつの主体として法的に位置づけられるべきだろう。

第二の課題はこの国の行政体制の再構築である。このように国から自治体への計画策定の要請が一般的、網羅的に行われる根本的要因は、この国の行政体制が融合的構造にあるからと言えよう。前述の西尾（1972）においても、「中央地方を貫通する階層的な『計画体系』が比較的安易に構想されている」背景として、「国と地方公共団体の高度の融合形態」が指摘されている。たとえば新型コロナウイルス感染症対策において、国から自治体に対して、あるいは自治体から国に対してストレスのたまるさまざまな事象が起きた。「帰国者・接触者相談センター」「特別定額給付金」「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」から「ワクチン接種」に至るまで、多くの場面で、国と自治体との齟齬が生じた⁽¹⁹⁾。

この結果、保健所の国直轄化など集権的な体制の復活に期待する声が上がりはじめている。このことをテーマとする第33次地方制度調査会の設置予定も報道されている。集権的方向性を容認するというテーマは、地制調の長い歴史の中でも稀有ではないか。

もちろん集権化すれば誤りやミスが減るという主張には何の根拠もない。むしろ分権化し、多様な意思決定主体間の相互抑制や協力によって、仮に小さなミスが増えたとしても決定的で致命的な誤りを避けるべきというのが歴史の知恵であった。地方分権というのは単に自治体の損得勘定ではなく、持続可能な社会を形成するための国家的システムにほかならない。だから近代国家において、地方自治は公理となっている

(18) 「各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。」

(19) 今井照（2020 a）「新型コロナウイルス感染症対策と地方自治——『日本モデル』と法の支配」『自治総研』501号（2020年7月号）、今井照（2020 b）「新型コロナ対策と自治体財政」『月刊自治研』2020年9月号、金井利之（2021）『コロナ対策禍の国と自治体』筑摩書房。

のである。こうした観点からこの国の融合的な行政体制を見直して分権型に再構築することが王道ともなる。「地方分権」を冠した国の組織はこの有識者会議以外に見られなくなっている。有識者会議が考えるべきことはそこにある。

第三に、こうした集権的体制への回帰論は本稿で触れた問題だけにとどまらない。むしろ法律をもって自治体に計画策定を要請するというスタイルは、象徴的な一部の現象に過ぎない。現実には法律に基づかない計画策定要請のように、法律の解釈では起こりえない事実上の自治体統制が行われている。たとえば「義務」のみならず、法律上の解釈では強要とは読めない「努力義務」や「できる」規定の計画でも、財政措置などとの組み合わせによって、政治・行政上、自治体の選択肢を奪うことになっている場合が多々ある。

近年では自治体行政のデジタル化にその側面が見られる。2021年に成立したデジタル関連一括法は二つの「標準化」を自治体に課すこととなった。ひとつは個人情報保護制度の「標準化」であり、もうひとつは基幹17業務のシステムの「標準化」である。法律で個別に自治体を規制するまでもなく、システムの「標準化」によって国が自治体行政を事実上規制することになりかねない。原田大樹は慎重な言い回しながら「地方自治の本旨に反する立法となりうる」と書いている⁽²⁰⁾。デジタル化を契機として国が求めている自治体行政の「標準化」を単なる技術と見誤るのはナイーブに過ぎるのではないか⁽²¹⁾。

(いまい あきら 公益財団法人地方自治総合研究所主任研究員)

キーワード：計画／地方分権／政府間関係

(20) 原田大樹 (2021) 「デジタル時代の地方自治の法的課題」『地方自治』884号 (2021年6月号)。

(21) 今井照 (2021) 「自治体DX (デジタル・トランスフォーメーション) 前史」『法学志林』119巻2号 (2021年9月刊行予定)。

<資料> 法律によって市町村に策定が要請されている計画リスト

番号	法律(改正)年	計画	法律	類型
1	1949	交換分合計画(農業委員会)	土地改良法	義務
2	1950	特定漁港漁場整備事業計画	漁港漁場整備法	義務
3	1951	当該年度における事業計画書(公立博物館)	博物館法	義務
4	1951	実施に関する計画	国土調査法	義務
5	1953	換地計画	土地改良法	義務
6	1953	定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に関する総合計画	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法	努力義務
7	1953	定時制教育及び通信教育に従事する教員の現職教育の計画	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法	努力義務
8	1954	換地計画(施行者)	土地区画整理法	義務
9	1954	事業計画(施行者)	土地区画整理法	義務
10	1957	共済事業の実施計画	農業保険法	義務
11	1957	地籍調査事業計画に基づく作業規程	国土調査法	義務
12	1958	事業計画	工業用水道事業法	義務
13	1958	事業計画(公共下水道管理者)	下水道法	義務
14	1958	関連事業計画	地すべり等防止法	できる
15	1958	学校保健計画(学校)	学校保健安全法	義務
16	1958	造成敷地等の処分及び管理に関する計画(工業団地造成者)	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	義務
17	1958	工業団地造成事業に関する施行計画(工業団地造成者)	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	義務
18	1960	住宅地区改良事業の実施計画(施行者)	住宅地区改良法	義務
19	1960	改良地区内の土地の利用に関する基本計画(施行者)	住宅地区改良法	義務
20	1961	市町村防災計画(防災会議)	災害対策基本法	義務
21	1961	市町村相互間地域防災計画(防災会議の協議会)	災害対策基本法	義務
22	1962	総合整備計画	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	できる
23	1963	処分計画(施行者)	新住宅市街地開発法	義務
24	1963	施行計画(施行者)	新住宅市街地開発法	義務
25	1963	共同溝整備計画(道路管理者)	共同溝の整備等に関する特別措置法	義務
26	1964	交換分合計画(市町村)	土地改良法	できる
27	1964	処分管理計画(施行者)	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	義務
28	1964	施行計画(施行者)	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	義務
29	1965	市町村計画	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	義務
30	1965	造成敷地等処分管理計画(施行者)	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	義務
31	1965	工業団地造成事業施行計画(施行者)	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	義務
32	1966	旧慣使用林野整備に関する計画	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	できる

番号	法律（改正）年	計画	法律	類型
33	1966	処分計画（施行者）	流通業務市街地の整備に関する法律	義務
34	1966	施行計画（施行者）	流通業務市街地の整備に関する法律	義務
35	1968	住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画（都市計画の内容）	都市計画法	義務
36	1968	都市計画	都市計画法	義務
37	1969	公営住宅建替事業に関する計画	公営住宅法	義務
38	1969	農用地利用計画	農業振興地域の整備に関する法律	義務
39	1969	農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律	義務
40	1969	権利変換計画（施行者）	都市再開発法	義務
41	1969	事業計画	都市再開発法	義務
42	1969	建築計画	都市再開発法	義務
43	1970	公害防止費用負担計画（施行者）	公害防止事業費事業者負担法	義務
44	1970	港湾における廃油処理施設等の整備計画（港湾管理者・港湾計画の内容）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	義務
45	1970	一般廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	義務
46	1970	市町村交通安全実施計画	交通安全対策基本法	努力義務
47	1970	市町村交通安全計画	交通安全対策基本法	努力義務
48	1970	道路の整備に関する基本計画（道路公社）	地方道路公社法	義務
49	1971	実施計画	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律	できる
50	1972	施設の建設に関する実施計画	新都市基盤整備法	義務
51	1972	施行規定（施行者）	新都市基盤整備法	義務
52	1972	処分計画（施行者）	新都市基盤整備法	義務
53	1972	換地計画（施行者）	新都市基盤整備法	義務
54	1972	施行計画（施行者）	新都市基盤整備法	義務
55	1972	集団移転促進事業計画	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	義務
56	1973	港湾計画（港湾管理者）	港湾法	義務
57	1974	市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画	都市計画法	義務
58	1974	市町村計画	国土利用計画法	できる
59	1975	交換分合計画	農業振興地域の整備に関する法律	義務
60	1975	管理处分計画（施行者）	都市再開発法	義務
61	1975	緑地等の設置に関する計画	石油コンビナート等災害防止法	義務
62	1975	換地計画（施行者）	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	義務
63	1975	特定土地区画整理事業の事業計画（施行者）	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	義務
64	1975	合理化事業計画	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	できる
65	1980	地区整備計画（都市計画の内容）	都市計画法	義務
66	1980	地区計画等（都市計画の内容）	都市計画法	できる
67	1980	沿道地区計画（都市計画の内容）	幹線道路の沿道の整備に関する法律	できる
68	1980	農用地利用集積計画	農業経営基盤強化促進法	義務
69	1987	交換分合計画	集落地域整備法	義務
70	1987	集落地区計画（都市計画の内容）	集落地域整備法	できる
71	1987	集落地区整備計画（集落地区計画の内容）	集落地域整備法	義務

番号	法律（改正）年	計画	法律	類型
72	1987	集落農業振興地域整備計画	集落地域整備法	できる
73	1989	換地計画（施行者）	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法	義務
74	1989	一体型土地地区画整理事業の事業計画（内容任意）指定都市	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法	できる
75	1990	市町村老人福祉計画	老人福祉法	義務
76	1990	生活排水対策推進計画	水質汚濁防止法	義務
77	1990	交換分合計画	市民農園整備促進法	義務
78	1991	地域雇用創造計画	地域雇用開発促進法	できる
79	1992	基本方針（都市計画マスタープラン）	都市計画法	義務
80	1992	拠点整備土地地区画整理事業の事業計画	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	義務
81	1992	基本計画	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	義務
82	1993	広域計画（広域連合）	地方自治法	義務
83	1993	市町村障害者計画	障害者基本法	義務
84	1993	総合計画	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	できる
85	1993	基本構想	農業経営基盤強化促進法	できる
86	1993	所有権移転等促進計画	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	できる
87	1993	基盤整備計画	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	義務
88	1994	基本計画	都市緑地法	できる
89	1994	市町村計画	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	できる
90	1994	河川管理者事業計画（河川管理者）	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	義務
91	1995	緊急復興方針（都市計画の内容）	被災市街地復興特別措置法	義務
92	1995	市町村分別収集計画	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	義務
93	1995	市町村総合整備計画	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法	できる
94	1995	電線共同溝増設計画	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	できる
95	1995	電線共同溝整備計画	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	できる
96	1996	沿道整備権利移転促進等計画	幹線道路の沿道の整備に関する法律	できる
97	1997	地区実施計画	森林病害虫等防除法	義務
98	1997	河川整備計画（河川管理者）	河川法	義務
99	1997	河川整備基本方針（河川管理者）	河川法	義務
100	1997	市町村介護保険事業計画	介護保険法	義務
101	1997	防災街区整備権利移転等促進計画	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	できる
102	1998	市町村森林整備計画の変更（市町村森林整備計画は森林法）	森林の保健機能の増進に関する特別措置法	できる
103	1998	地方公共団体実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律	義務

番号	法律（改正）年	計画	法律	類型
104	1998	基本計画	中心市街地の活性化に関する法律	できる
105	1998	基本方針	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	できる
106	1999	市町村男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法	努力義務
107	1999	実施方針（公共施設等の管理者等）	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	できる
108	2000	市町村地域福祉計画	社会福祉法	努力義務
109	2000	都市再開発方針等（都市計画の内容）	都市計画法	できる
110	2000	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画の内容）	都市計画法	義務
111	2000	採用計画	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律	義務
112	2000	環境物品等の調達の推進を図るための方針	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	努力義務
113	2000	市町村地域防災計画に警戒区域を定める	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	義務
114	2001	駐車場整備計画	駐車場法	できる
115	2001	市町村子ども読書活動推進計画	子どもの読書活動の推進に関する法律	努力義務
116	2001	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	義務
117	2002	特定身体障害者の採用に関する計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	義務
118	2002	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法	義務
119	2002	構造改革特別区域計画	構造改革特別区域法	できる
120	2002	実施計画	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	義務
121	2002	市町村健康増進計画	健康増進法	努力義務
122	2002	推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	義務
123	2003	都道府県等食品衛生監視指導計画（保健所設置市、特別区）	食品衛生法	義務
124	2003	研修に関する計画	教育公務員特例法	努力義務
125	2003	特定防災施設建築物の建築計画並びに管理及び処分に関する計画（施行者）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	義務
126	2003	権利変換計画（施行者）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	義務
127	2003	事業計画	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	義務
128	2003	行動計画	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	努力義務
129	2003	特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法	義務
130	2003	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法	できる
131	2003	中期目標	地方独立行政法人法	義務
132	2003	第11条第1項第16号に掲げる業務に関する計画	独立行政法人都市再生機構法	できる
133	2003	特定再開発等業務に関する計画	独立行政法人都市再生機構法	できる
134	2003	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画（指定都市）	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	できる
135	2003	行動計画	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	努力義務
136	2003	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策法	義務

番号	法律（改正）年	計画	法律	類型
137	2004	競馬活性化計画（共同計画）	競馬法	できる
138	2004	事業収支改善計画	競馬法	義務
139	2004	研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針	地方公務員法	義務
140	2004	地区計画等緑化率条例	都市緑地法	できる
141	2004	緑地保全計画（市）	都市緑地法	義務
142	2004	都市再生整備計画	都市再生特別措置法	できる
143	2004	市町村の国民の保護に関する計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 抄	義務
144	2004	景観農業振興地域整備計画	景観法	できる
145	2004	景観計画	景観法	できる
146	2004	合併市町村基本計画	市町村の合併の特例に関する法律	義務
147	2005	山村振興計画	山村振興法	できる
148	2005	市町村計画	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	できる
149	2005	公私協力基本計画	構造改革特別区域法	義務
150	2005	市町村障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	義務
151	2005	地域住宅計画	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	できる
152	2005	市町村食育推進計画	食育基本法	努力義務
153	2005	地域再生計画	地域再生法	できる
154	2006	広域消防運営計画	消防組織法	義務
155	2006	義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	義務
156	2006	特定健康診査等実施計画（保険者）	高齢者の医療の確保に関する法律	義務
157	2006	教育の振興のための施策に関する基本的な計画	教育基本法	努力義務
158	2006	都市公園特定事業計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	義務
159	2006	道路特定事業計画（道路管理者）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	義務
160	2006	基本構想	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	努力義務
161	2006	民間競争入札実施要項	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	できる
162	2006	官民競争入札実施要項	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	できる
163	2006	実施方針	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	できる
164	2007	市町村基本計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	努力義務
165	2007	被害防止計画	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	できる
166	2007	公営企業経営健全化計画	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	義務
167	2007	財政再生計画	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	義務

番号	法律（改正）年	計画	法律	類型
168	2007	財政健全化計画	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	義務
169	2007	エコツーリズム推進全体構想	エコツーリズム推進法	義務
170	2007	鉄道再生実施計画（共同計画）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	義務
171	2007	基本計画（共同計画）	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	できる
172	2007	契約推進方針	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	努力義務
173	2007	所有権移転等促進計画	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	義務
174	2007	活性化計画	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	できる
175	2008	学校安全の推進に関する計画	学校保健安全法	努力義務
176	2008	危険等発生時対処要領（学校）	学校保健安全法	義務
177	2008	学校安全計画（学校）	学校保健安全法	義務
178	2008	鉄道事業再構築実施計画（共同計画）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	義務
179	2008	生物多様性地域戦略	生物多様性基本法	努力義務
180	2008	歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	できる
181	2008	観光圏整備計画	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	できる
182	2008	特定間伐等促進計画	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	できる
183	2009	市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	努力義務
184	2009	準特定地域計画	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	できる
185	2009	バイオマス活用推進計画	バイオマス活用推進基本法	努力義務
186	2010	地域連携保全活動計画	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	できる
187	2010	促進計画	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	努力義務
188	2010	市町村方針	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	できる
189	2011	土地改良事業計画	土地改良法	できる
190	2011	応急工事計画	土地改良法	できる
191	2011	水防計画	水防法	義務
192	2011	市町村森林整備計画	森林法	義務
193	2011	指導監督を行うために必要な計画	社会福祉法	努力義務
194	2011	道路交通騒音減少計画	幹線道路の沿道の整備に関する法律	できる
195	2011	整備計画	都市再生特別措置法	できる
196	2011	換地計画（施行者）	津波防災地域づくりに関する法律	義務
197	2011	推進計画	津波防災地域づくりに関する法律	できる
198	2011	換地計画	東日本大震災復興特別区域法	義務
199	2011	事業計画	東日本大震災復興特別区域法	できる

番号	法律（改正）年	計画	法律	類型
200	2011	復興整備計画	東日本大震災復興特別区域法	できる
201	2011	食料供給等施設整備計画	東日本大震災復興特別区域法	できる
202	2011	復興推進計画	東日本大震災復興特別区域法	できる
203	2011	地域活性化総合特別区域計画	総合特別区域法	義務
204	2011	国際戦略総合特別区域計画	総合特別区域法	義務
205	2011	地方スポーツ推進計画	スポーツ基本法	努力義務
206	2011	避難を確保するために必要な事項に関する計画	津波対策の推進に関する法律	努力義務
207	2012	市町村整備計画	児童福祉法	できる
208	2012	特定事業の見直し	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法	できる
209	2012	都市再生安全確保計画	都市再生特別措置法	できる
210	2012	低炭素まちづくり計画	都市の低炭素化の促進に関する法律	できる
211	2012	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	義務
212	2012	市町村消費者教育推進計画	消費者教育の推進に関する法律	努力義務
213	2012	物品等の調達推進を図るための方針	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	義務
214	2012	市町村行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法	義務
215	2013	特定利用推進計画	港湾法	できる
216	2013	対象障害者の採用に関する計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	義務
217	2013	地区防災計画	災害対策基本法	できる
218	2013	市町村耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律	努力義務
219	2013	津波避難対策緊急事業計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	できる
220	2013	特定地域計画	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	義務
221	2013	生活拠点形成事業計画	福島復興再生特別措置法	できる
222	2013	国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	できる
223	2013	地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	義務
224	2013	創業支援事業計画	産業競争力強化法	できる
225	2013	特定緊急対策事業推進計画	首都直下地震対策特別措置法	できる
226	2013	基盤整備等計画	首都直下地震対策特別措置法	できる
227	2013	所有権移転等促進計画	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	義務
228	2013	基本計画	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	できる
229	2013	地方いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法	努力義務
230	2013	地方公共団体等職員対応要領	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	努力義務
231	2013	事業計画	大規模災害からの復興に関する法律	できる
232	2013	復興計画	大規模災害からの復興に関する法律	できる
233	2013	区域計画	国家戦略特別区域法	義務
234	2014	入札占用指針	道路法	できる

番号	法律（改正）年	計画	法律	類型
235	2014	産業振興促進計画	奄美群島振興開発特別措置法	できる
236	2014	産業振興促進計画（小笠原村のみ）	小笠原諸島振興開発特別措置法	できる
237	2014	立地適正化計画	都市再生特別措置法	できる
238	2014	換地計画（施行者）	都市再生特別措置法	義務
239	2014	地域農林水産業振興施設整備計画	地域再生法	できる
240	2014	都市再生整備計画	地域再生法	できる
241	2014	地域公共交通利便増進実施計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	義務
242	2014	市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法	努力義務
243	2014	空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	できる
244	2014	地域計画	地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律	できる
245	2014	促進計画	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	できる
246	2014	市町村計画	雨水の利用の推進に関する法律	できる
247	2015	農地等の利用の最適化の推進に関する指針	農業委員会等に関する法律	努力義務
248	2015	教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	義務
249	2015	産業振興促進計画	半島振興法	できる
250	2015	地域再生土地利用計画	地域再生法	できる
251	2015	地方計画	都市農業振興基本法	努力義務
252	2015	市町村推進計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	努力義務
253	2015	特定事業主行動計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	義務
254	2016	市町村障害児福祉計画	児童福祉法	義務
255	2016	教員研修計画	教育公務員特例法	義務
256	2016	公募対象施設等の公募占用指針	港湾法	できる
257	2016	地方踏切道改良計画（道路管理者）	踏切道改良促進法	義務
258	2016	地域高齢者就業機会確保計画	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	できる
259	2016	市町村高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律	できる
260	2016	生涯活躍のまち形成事業計画	地域再生法	できる
261	2016	市町村自殺対策計画	自殺対策基本法	義務
262	2016	市町村自転車活用推進計画	自転車活用推進法	努力義務
263	2016	市町村無電柱化推進計画	無電柱化の推進に関する法律	努力義務
264	2016	地方再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律	努力義務
265	2016	市町村官民データ活用推進計画	官民データ活用推進基本法	努力義務
266	2016	成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律	努力義務
267	2017	財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針（指定都市義務、市町村努力義務）	地方自治法	義務
268	2017	緊急耐震工事計画	土地改良法	できる
269	2017	地域通訳案内士育成等計画	通訳案内士法	できる
270	2017	国際旅客船拠点形成計画	港湾法	できる

番号	法律（改正）年	計画	法律	類型
271	2017	公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（公立公園管理者）	都市公園法	できる
272	2017	地方文化芸術推進基本計画	文化芸術基本法	努力義務
273	2017	関係市町村年度目標	地方独立行政法人法	義務
274	2017	年度目標	地方独立行政法人法	義務
275	2017	土地利用調整計画	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	できる
276	2017	市町村賃貸住宅供給促進計画	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	できる
277	2017	特定復興再生拠点区域復興再生計画	福島復興再生特別措置法	できる
278	2018	文化財保存活用地域計画	文化財保護法	できる
279	2018	低未利用土地権利設定等促進計画	都市再生特別措置法	できる
280	2018	都市再生駐車施設配置計画	都市再生特別措置法	できる
281	2018	外客来訪促進計画（協議会）	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律	できる
282	2018	商店街活性化促進事業計画	地域再生法	できる
283	2018	移動等円滑化促進方針	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	努力義務
284	2018	導入促進基本計画	生産性向上特別措置法	できる
285	2018	経営管理実施権配分計画	森林経営管理法	義務
286	2018	経営管理権集積計画	森林経営管理法	義務
287	2018	地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律	できる
288	2018	障害者による文化芸術活動の推進に関する計画	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	努力義務
289	2018	地域気候変動適応計画	気候変動適応法	努力義務
290	2018	実施方針（指定都市）	特定複合観光施設区域整備法	義務
291	2018	区域整備計画（指定都市）	特定複合観光施設区域整備法	できる
292	2019	障害者活躍推進計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	義務
293	2019	基本的な方針	高齢者の医療の確保に関する法律	義務
294	2019	設置計画	浄化槽法	義務
295	2019	経営発達支援計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	できる
296	2019	事業継続力強化支援計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	できる
297	2019	既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画	地域再生法	できる
298	2019	地域住宅団地再生事業計画	地域再生法	できる
299	2019	市町村計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	努力義務
300	2019	日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	日本語教育の推進に関する法律	努力義務
301	2019	アイヌ施策推進地域計画	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	できる
302	2019	市町村食品ロス削減推進計画	食品ロスの削減の推進に関する法律	努力義務
303	2019	指定棚田地域振興活動計画	棚田地域振興法	義務
304	2019	市町村学校教育情報化推進計画	学校教育の情報化の推進に関する法律	努力義務

番号	法律（改正）年	計画	法律	類型
305	2019	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	努力義務
306	2020	重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法	努力義務
307	2020	公募占用指針	道路法	できる
308	2020	土地の利用及び管理に関する計画	土地基本法	義務
309	2020	居住誘導区域等権利設定等促進計画	都市再生特別措置法	できる
310	2020	教育啓発特定事業計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	義務
311	2020	地域旅客運送サービス継続実施計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	義務
312	2020	地域公共交通計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	努力義務
313	2020	帰還・移住等環境整備事業計画	福島復興再生特別措置法	できる
314	2020	技術実証区域計画	国家戦略特別区域法	義務
315	2020	地域計画	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律	できる